

令和2年10月1日 から

## 固定資産にかかる現所有者（相続人等）の申告が義務化

土地や家屋を所有している方が、お亡くなりになられた場合は、その土地や家屋の現所有者（相続人等）は、期限までに市に申告する義務が生じます。

### 1 申告しなければならない方

相続人など

※ 被相続人（亡くなられた方）に相続登記等がされていない土地や家屋を含みます。

### 2 申告に必要なもの

相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書

※ このほか、公正証書やマイナンバーカードなど手続きに必要なものをご提出（ご提示）いただく場合がございます。

### 3 申告期限

現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日まで

（例 知った日が令和2年10月10日の場合、令和3年1月11日まで）

### 4 提出場所

資産税課又は各支所の税務課（裏面のお問い合わせ先をご覧ください。）

### 5 期限内に申告をしなかった場合

10万円以下の過料を科す場合があります。

### 6 その他

- ① 登記や相続に関する手続きではございません。固定資産税などの翌年度以降の課税のために必要な手続きです。
- ② 相続登記に関する手続きについては、鹿児島地方法務局不動産登記部門（099-259-0682）にお問い合わせください。
- ③ 未登記家屋の登録事項変更については、資産税課又は各支所の税務課にお問い合わせください。

Q & A

Q 遺産分割協議が進んでいない場合も期限内に申告しなければならないですか。

A 現所有者の申告は、翌年度以降の固定資産税などの課税のために申告していただくものであり、遺産分割協議が進んでいない場合も期限内の申告が必要です。

なお、現所有者の代表者を変更した場合は、変更申告書をすみやかにご提出ください。

Q 父が令和2年9月に亡くなり、祖父名義の登記のままの土地や家屋を父が相続していることを令和2年10月に知ったのですが、申告しない場合は罰則が適用されるのでしょうか。

A 現所有者は、令和2年10月1日以降に現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに申告する義務があります。そのため、祖父名義の土地や家屋を亡くなった父が相続していることを令和2年10月に知ったのであれば、期限内に申告がされない場合は罰則を適用する場合があります。

Q 令和2年10月10日に被相続人が死亡し、令和2年12月21日に相続登記を終えましたが、現所有者の申告は必要ですか。

A 固定資産税の納税義務者は1月1日が基準日になりますので、申告期限内で、かつ令和2年12月までに相続登記を行っているため申告の必要はありません。

(相続登記が令和3年1月以降になる場合は、現所有者の申告が必要です。)

お問い合わせ先（鹿児島市役所）

課名	電話番号 (099)	所在地
資産税課	216-1180	〒892-8677 鹿児島市山下町 11-1
谷山税務課	269-8423	〒891-0194 鹿児島市谷山中央 4 丁目 4927
伊敷税務課	229-2807	〒890-0008 鹿児島市伊敷 5 丁目 15-1
吉野税務課	244-7359	〒892-0871 鹿児島市吉野町 3256-3
吉田税務課	294-1213	〒891-1392 鹿児島市本城町 1696
桜島税務課	293-2348	〒891-1415 鹿児島市桜島藤野町 1439
喜入税務課	345-3759	〒891-0203 鹿児島市喜入町 7000
松元税務課	278-5416	〒899-2792 鹿児島市上谷口町 2883
郡山税務課	298-2115	〒891-1192 鹿児島市郡山町 141